

社会福祉法人成増役員等報酬規程

（目的）

第一条 この規程は、社会福祉法人成増会定款第八条に定める評議員の報酬、並びに同第二条に定める役員の報酬、並びに評議員選任・解任委員の報酬、及び評議員、役員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の費用弁償に関する事項を定めるものとする。

（評議員の報酬）

第二条 評議員の報酬は無報酬とする。

（理事長の報酬）

第三条 理事長の報酬は無報酬とする。

（業務執行理事の報酬）

第四条 業務執行理事の報酬は無報酬とする。

（理事の報酬）

第五条 理事の報酬は無報酬とする。

（監事の報酬）

第六条 監事の報酬は無報酬とする。

（評議員選任・解任委員の報酬）

第七条 評議員選任・解任委員の報酬は無報酬とする。

（費用弁償）

第八条 理事会がその必要性を認め、当該役員等が法人のために行った業務によって生じた費用は、当該役員の請求に従って弁償する。

- 2 役員等の職務のための交通に要する費用は、公共の交通機関を利用する場合に限り、最短距離及び最低費用を原則として、当該役員の請求に従って弁償する。

（改正）

第九条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

（付則）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。